

販売所サービス約款（暗号資産売買約款）

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する販売所サービスの利用及び販売所における暗号資産の売買（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとします。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 「暗号資産」とは、次の各号に掲げるものをいいます。
 - (1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除きます。次号において同じです。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - (2) 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 2 「余力」とは、お客様が本取引を行うための資金とすることができる金銭の額及び売却することができる暗号資産の数量をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、販売所サービスの利用に関し、本約款、「販売所サービス（暗号資産売買）の重要事項説明書」及び当社ウェブサイト上の取引ルール（本約款において、以下「本約款等」と総称します。）を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条（販売所サービスの利用）

- 1 お客様は、当社が定める口座開設基準を満たすことを条件として、当社が口座を開設した上で、本約款等に定める方法により、本取引を行うことができるものとします。
- 2 当社は、第1項の口座開設を承諾しなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第5条（取引価格）

- 1 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、暗号資産の取引価格の提示を停止する場合があります。
 - （1）当社の暗号資産の取引先の全てが暗号資産の取引価格を提示しなくなったとき。
 - （2）当社の暗号資産の取引先が提示する暗号資産の取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
 - （3）前各号に定める事由のほか、市場における暗号資産取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。
- 2 前項の場合には、注文の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切の責任を負いません。

第6条（注文の受付）

- 1 お客様は、当社に本取引に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社の定める方法により、暗号資産の購入資金を当社の預金口座に送金し、また売却する暗号資産を当社が指定するアドレスに送付するものとします。
- 2 当社は、取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けるものとします。
- 3 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 4 当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社の暗号資産の取引先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも注文の受付停止、拒絶等の措置を講じることが出来るものとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第7条（注文の指示事項）

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- （1）注文する暗号資産
- （2）売買の別
- （3）注文数量
- （4）前各号に定める事項のほか当社が指定する事項

第8条（注文の取消し及び変更）

お客様は、注文が有効になった時点以降は、当社が認める場合に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第9条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- （1）余力が不足している場合。
- （2）当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。
- （3）前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第10条（取引の取消し）

当社は、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって本取引が成立したと判断した場合には、第12条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第11条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第12条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。
- 2 注文の約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第13条（取引ルール）

1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。

- （1）取引対象の暗号資産
- （2）注文の数量の制限
- （3）取引日及び取引時間
- （4）手数料
- （5）前各号に定める事項のほか本取引に関する事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

附則

2017年 5月31日 制定
2017年 8月10日 改定
2018年 9月 5日 改定
2020年 5月 1日 改定